

1. 千葉県環境計量協会について

(略称:千環協)

I 設立趣旨

本会は、環境計量に関する技術の向上と、適正な環境計量の実施を確保することを目的として各種事業を実施し、併せて関係諸機関との連携を蜜にしつつ、千葉県の公害対策並びに環境保全に寄与することを目的として設立された団体であります。

II 設立及び構成

昭和 51 年 6 月 25 日に設立され、千葉県知事に環境計量証明事業登録をした 7 事業所により発足、構成会員は平成 18 年 12 月現在、正会員 62 事業所となっております。

III 事業内容

当協会は、主として次の事業を実施しておりますが、その活動方法は全会員が五つの委員会のいずれかに所属し、全員参加で進めております。

1. 総務委員会

- (1) 総会、合同委員会の開催
- (2) 会員事業員を含むリクリエーション行事の開催
- (3) 新春講演会・賀詞交換会の開催

2. 経営・業務委員会

- (1) 会員ガイドの発行(会員事業所毎の人員、設備、証明分野、業務実績の紹介)
- (2) 日環協、首都圏環協連との事業参画
- (3) 経営問題懇談会の企画運営

3. 技術委員会

- (1) クロスチェック分析の実施
- (2) 定量限界値の統一等の研究
- (3) 計量機器管理の検討
- (4) 騒音・振動技術の向上
- (5) 技術研究発表会の開催

4. 教育・企画委員会

- (1) 研修見学会、講演会の開催
- (2) 実務者パネルディスカッションの開催
- (3) 勉強会・人材育成

5. 広報・情報委員会

- (1) 広報の発行
- (2) 各種情報の提供
- (3) ホームページ情報管理

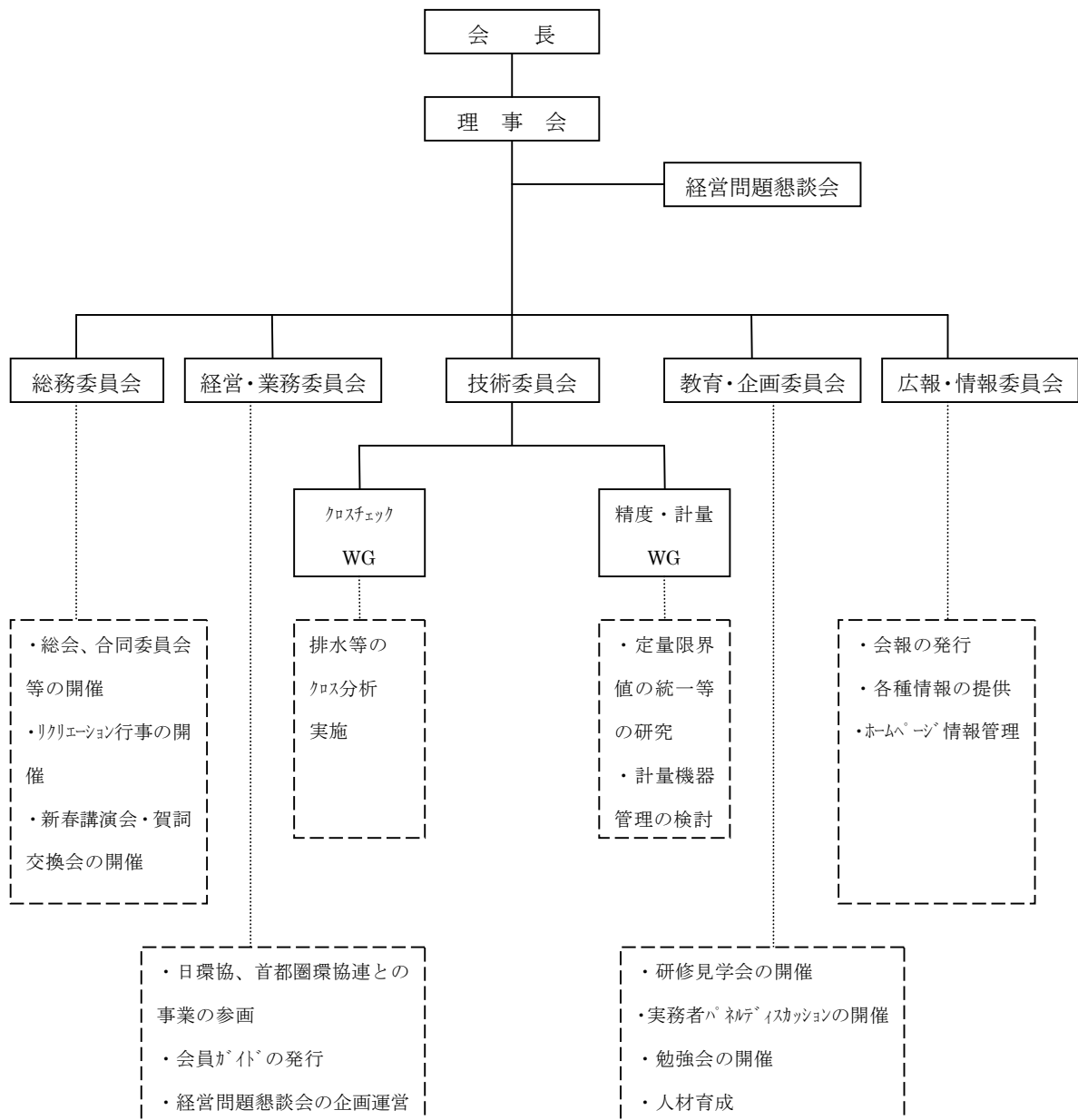
IV 中央団体との関係

社団法人 日本環境測定分析協会(日環協)に加入、共済事業を実施するほか、各種事業に参加、及び新技術の情報提供を受けております。

また、近隣協議会(東京、神奈川、埼玉)とは、首都圏環境計量協議会連絡会(首都圏環協連)を組織し、各種事業に参画しております。

2. 千葉県環境計量協会の組織及び事業活動

(略称：千環協)



※全会員は各々いずれかの委員会に所属して協会の活動に参画している。

3. 千葉県環境計量協会規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本会は環境計量に関する技術の向上と、会員相互の親和と協調に努め、かつ関係諸機関との連携を密にし、環境計量証明事業の正しい発展を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は千葉県環境計量協会と称する。

(事 務 所)

第3条 本会は事務所を千葉県内におき、所要の職員をおくことができる。

(事 業)

第4条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境計量証明事業の進歩改善に関する事
- (2) 環境計量技術の向上に関する事
- (3) 環境計量に関する教育・訓練・指導に関する事
- (4) 環境計量に関する情報、資料を収集し提供すること
- (5) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2. 正会員は千葉県に登録した濃度、音圧レベル、振動加速度レベルに係る計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とする。
3. 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。

(入 会)

第6条 入会を希望するものは、所定の申込書を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、事前に文書をもって本会に届け出なければならない。

2. 会員が次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の決定により本会を退会するものとする。
 - (1) 本会の目的に反する行為をしたとき
 - (2) 著しく本会の名誉を毀損したとき
 - (3) 著しく会費を滞納したとき

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 2 章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 3名以内
- (3)理 事 若干名
- (4)監 事 2名

(役員を選出)

第10条 理事及び監事は総会において正会員中より選出する。

(役員職務)

第11条 会長は会を代表して会の業務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は業務の円滑な運営にあたる。
4. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときはこれを補充するものとし、補充によって選出された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦したものを会長が委嘱する。

2. 顧問は本会の運営又は事業会務につき、会長の諮問に応じる。
3. 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

第 3 章 会 議

(会 議)

第14条 会議は総会及び理事会とする。また必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(総会の開催)

第15条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回以上開催する。臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。ただし会員の3分の1以上から要請があった場合は総会を開催しなければならない。

(総会の成立)

第16条 総会は正会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし委任状を提出したものは出席者とみなす。

第17条 総会の議事は出席正会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第18条 総会の議長は会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第19条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支決算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会の開催と議事)

第20条 理事会は会長が必要と認めるときに開催し、規約に定めてある事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事
2. 理事会は理事の2分の1以上の出席により成立する。
 3. 理事会の議事は出席理事の過半数で決する。
 4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

第4章 資産会計等

(経費)

第21条 本会の経費は会費その他の収支をもって充当する。

2. 入会金、会費については理事会の議を経て総会で決定する。また必要のある場合は臨時会費を徴収することができる。既納の入会金、会費は返戻しない。

(資産の管理)

第22条 本会の資産の管理及び運用に関して必要な事項は理事会において別に定める。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第24条 本会の収支予算及び決算は理事会の同意を得て会長が作成し、決算については監事の監査を受けた後、ともに総会の決議を得なければならない。

第 5 章 雑 則

(解 散)

第25条 本会は理事の 3 分の 2 以上の同意を得、総会において正会員の 3 分の 2 以上の賛成により決議した場合は解散する。

(施行細則)

第26条 この規約の施行についての細則は理事会において別に定める。

附 則

この規約の改正は平成 6 年 4 月 28 日から施行する。

4. 現理事及び歴代理事

現理事（平成18年度）



会 長
津山 昌平
習和産業(株)



副 会 長
丸田 俊久
(株)太平洋コンサルタント



副 会 長
内野 洋之
(株)日鉄環境エンジニアリング



総務委員長
石澤 善博
日本軽金属(株)



経営・業務委員長
藤谷 光男
中外テクノス(株)



教育・企画委員長
堀内 達雄
キッコーマン(株)



技術委員長
村上 高行
(株)住化分析センター



広報・情報委員長
吉本 優
(株)環境管理センター

歴代理事

任 期	会 長	副 会 長	理 事	幹 事
昭和 51 年～ 昭和 53 年	前 沢 辰 雄	森 本 長 正 永 山 端 男	松 尾 大 巴 遠 藤 正 弘 後 藤 一 郎	山 本 和 弘
昭和 54 年～ 昭和 55 年	前 沢 辰 雄	栗 山 晃 太 郎	後 藤 一 郎 佐々木 端 男 永 山 津 衛 赤 津 末 浩 久 末 渡 素 猿 渡 炬	森 本 長 正 浜 田 康 雄
昭和 56 年	栗 山 晃 太 郎	後 藤 一 郎 永 山 端 男	前 沢 辰 雄 猿 渡 田 炬 和 上 野 美 一	森 本 長 正 浜 田 康 雄
昭和 57 年	栗 山 晃 太 郎	後 藤 一 郎 永 山 端 男	前 沢 辰 雄 猿 渡 平 炬 藤 崎 万 治	森 本 長 正 浜 田 康 雄
昭和 58 年～ 昭和 59 年	栗 山 晃 太 郎	藤 平 康 万 須磨崎 一 治	後 藤 一 郎 森 永 幸 吉 宮 本 光 肇 大 坪 作	永 山 端 男 堀 井 修 一
昭和 60 年	藤 平 康 万	後 藤 一 郎 竹 内 五 男	尾 花 貞 美 平 野 保 昭 宮 本 幸 肇 小 谷 則 則	永 山 端 男 下 野 輝 美
昭和 61 年	後 藤 一 郎	茂 木 義 資 鈴 木 幸 夫	尾 花 貞 美 平 野 保 昭 宮 本 幸 肇 小 村 石 勝 良	永 山 端 男 下 野 輝 美
昭和 62 年～ 昭和 63 年	後 藤 一 郎	茂 木 義 資 小 谷 幸 則 松 友 信 寿	村 永 石 勝 良 下 野 輝 美 近 藤 喜 代 太	山 本 吉 彦 尾 花 貞 美
平成元年	後 藤 一 郎	茂 木 義 資 小 谷 幸 則	永 山 端 男 岡 崎 成 美 下 野 輝 美 村 石 勝 良	山 本 吉 彦 尾 花 貞 美
平成 2 年	後 藤 一 郎	茂 木 義 資 加 藤 元 彦	永 山 端 男 岡 崎 成 美 中 村 取 昭 平	山 本 吉 彦 尾 花 貞 美

任 期	会 長	副 会 長	理 事	幹 事
平成3年	茂 木 義 資	加 藤 元 彦 永 山 端 男	岡 崎 成 美 中 村 昭 豊 名 取 昭 平 山 菅 成 美 山 谷 内 夫 中 村 英 二	山 本 吉 彦 尾 花 貞 美
平成4年	加 藤 元 彦	北 原 成 之 永 山 端 男	名 取 昭 平 岡 菅 成 美 山 谷 内 夫 中 村 英 二	山 本 吉 彦 尾 花 貞 美
平成5年	加 藤 元 彦	北 原 成 之 中 村 豊	名 取 昭 平 岡 菅 成 美 西 高 橋 直 高 橋 直 行	尾 花 貞 美 永 山 端 男
平成6年	中 村 豊	高 橋 直 行 北 原 成 之	名 取 昭 平 岡 菅 成 美 佐々木 正 夫	安 川 準 一 林 美 代 子
平成7年	中 村 豊	高 橋 直 行 野 村 国 夫	名 取 昭 平 菅 高 有 平 野 谷 北 田 大 山 青 小	安 川 準 一 林 美 代 子
平成8年	中 村 豊	野 村 国 夫 名 取 昭 平	菅 大 山 青 小 野 谷 北 田 木 石 秀 鉄 想	林 釜 本 美 代 子 信 弘
平成9年	名 取 昭 平	野 村 国 夫 岡 崎 成 美	菅 大 山 青 福 野 谷 北 田 木 田 文 二	川 釜 岸 本 決 信 男 弘
平成10年	名 取 昭 平	野 村 国 夫 岡 崎 成 美	菅 大 富 青 藤 神 野 谷 北 田 木 谷 野 基 光	川 釜 岸 本 決 信 男 弘
平成11年	名 取 昭 平	野 村 国 夫 岡 崎 成 美	菅 大 神 藤 川 野 谷 北 野 谷 村 基 光	川 釜 岸 本 決 信 男 弘
任 期	会 長	副 会 長	理 事	幹 事

平成 12 年～ 平成 13 年	名 取 昭 平	菅 谷 光 夫 岡 崎 成 美	田 中 孝 一 荒 牧 寿 弘 神 野 基 行 藤 谷 村 徹 川 北 哲	福 田 文 二 釜 本 信 郎
平成 14 年	津 上 昌 平	藤 谷 光 男 菅 谷 光 夫	内 野 洋 之 蛭 子 村 善 聡 川 澤 孝 徹 石 中 公 博 飯 島 一 男	福 田 文 二 丸 山 孝 郎 彦
平成 15 年	津 上 昌 平	藤 谷 光 男 菅 谷 光 夫	内 野 洋 之 蛭 子 村 善 聡 石 澤 幸 博 田 中 公 一 吉 本 島 優 飯 野 耕 男	福 田 文 二 丸 山 孝 郎 彦
平成 16 年	津 上 昌 平	内 野 洋 之 菅 谷 光 夫	藤 堀 谷 光 男 堀 内 達 雄 石 澤 善 博 廣 野 耕 一 吉 本 優	福 田 文 二 丸 山 孝 郎 彦
平成 17 年	津 上 昌 平	内 野 洋 之 菅 谷 光 夫	藤 堀 谷 光 男 堀 内 達 雄 石 澤 善 博 廣 野 耕 一 吉 本 優 村 上 志	福 田 文 二 丸 山 孝 郎 彦